

尼崎市予防接種健康被害調査委員会条例

昭和56年4月1日

条例第18号

改正 平成19年3月15日条例第16号

(設置)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定による予防接種を受けた者に健康被害が生じた場合に、当該健康被害について医学的見地からその原因等を調査審議させるため、尼崎市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平19条例16・一部改正)

(組織)

第2条 委員会は、委員7人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 社団法人尼崎市医師会が推薦する医師

(2) 兵庫県が推薦する医師

(3) 本市関係職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(平19条例16・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成19年3月15日条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。